

# 悪質な架空請求にご注意ください

利用した覚えのない有料アダルト番組の利用料！  
「ツートダイヤル」や「ダイヤルQ2」と称する架空の情報料や債権などを請求する文書が、ハガキ、封書、電報、電子メールで届くという事件が発生しています。



請求書には「入金がない場合には自宅、勤務先へ回収に出向く」「法的に強制回収する」などと、不安を感じさせるような言葉も書かれています。数年前からこのような悪質な手口が繰り返されており、こうした架空請求の手口と対処法を紹介します。

## 架空請求の手口

全く根拠のない架空請求は、何らかの名簿を元に不特定多数に請求書を送りつけたものと思われず。

請求書を受け取った人の中には、過去に自分が使った別事業者からの請求と勘違いしたり、わずらわしい思いをしたくないと振り込んでしまったり、家族が使ったと思い込んだりして、支払ってしまう人もいます。

このように、勘違いや関わり合いたかないという人の気持ちに付け込むのが、架空請求の「手口」です。

身に覚えがなければ支払う必要はありません！

「ダイヤルQ2」の請求ならば、NTT東日本やNTT西日本から固定電話の通話料金請求書が送られてくるものです。ましてや過去にNTTから請求されてもいないのに、いきなり別事業者から「ダイヤルQ2情報料」の請求がくること自体が疑わしく、また、「債権譲渡を受けた」などの文面や、「回収センター」などの名称を用いたケースは、ほとんどが架空請求のようです。

さらに、「強制回収する」としながらも、実際に自宅や勤務先に事業者が押しかけて来たという事例はありません。

もし、架空請求のハガキなどを受け取った場合には、決して支払いには応じず放置しましょう。

文書に「電話をください」とあっても決して電話はしない！

ハガキなどで請求書が届いている場合、事業者はあなたの名前と住所を知っていることとなります。また、電子メールの場合では、メールアドレスを知っていることとなります。

新たに電話番号などの個人情報を知られてしまうと、次は別の手段で請求や脅迫をしてくるのが予想されます。脅しや迷惑な時間帯に電話をしてくるときは警察に相談する

悪質な取り立てを受けた場合には、警察に届けましょう。

証拠は保管する

警察や消費生活センターに相談したり、悪徳業者から何らかの行動があった時のために、請求のハガキや封筒、電子メールは保管しておくようにしましょう。

消費生活センターへ相談を！

不安を感じた場合は、相手に連絡や支払いをする前に相談してください。

北海道立消費生活センター 上川相談所

☎ 0166 49 4089